

国に対する要望

令和元年 6 月

仙 台 市

東日本大震災から8年あまりが経過し、この間、国においては、未曾有の大災害からの復旧と復興に向け、数次の予算措置や関連法の制定など、格別の御高配を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市では、今後も、被災された方々お一人おひとりの生活の再生はもとより、震災の経験と教訓を生かしたまちづくりや、世界の防災文化への貢献など、「よりよい復興」に全力を注いでまいりたいと考えております。

南海トラフ地震や首都直下型地震など、今後起こりうる大災害においても、東日本大震災の経験と教訓が、迅速な災害救助や一日も早い復興に活かされることを願ってやみません。

震災以降、復興に邁進する間におきましても、全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、国内外からの交流人口の拡大、仙台・東北の持続的な経済成長に向けた取組など、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいり所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月

仙台市長 郡 和子

目 次

1 人が集い、成長し続けるまちづくりに向けた支援

- (1) 仙台・東北の持続的な経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)
- (2) 仙台・東北への誘客促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(復興庁、国土交通省)
- (3) 大型イベント等を活用した仙台・東北の魅力発信・・・・・・・・ 4
(内閣官房、復興庁、外務省、文部科学省)

2 まちと地域を支える人づくりに向けた支援

- (1) 教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(文部科学省)
- (2) 子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

3 未来を守る、防災環境都市づくりに向けた支援

- (1) 大震災に備えての災害対応体制の強化・・・・・・・・ 8
(内閣府)
- (2) 防災文化の発信と継承・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)
- (3) よりよい復興に向けた安定的な財源確保・・・・・・・・ 10
(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
- (4) 杜の都の豊かな環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(経済産業省、環境省)

4 都市経営の推進に向けた支援

- (1) 公共施設の持続的な提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(総務省、文部科学省、国土交通省)
- (2) 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止・・ 15
(内閣府、総務省、財務省)

1 人が集い、成長し続けるまちづくりに向けた支援

(1) 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において地方創生に向けた東京一極集中の是正が掲げられているが、地方創生を実現するためには、東北の中核都市である本市がリーダーシップを発揮し、東京に集中する「ひと」や「しごと」を呼びこみ、東北を牽引する役割を果たしていく必要がある。
- そのような中、2018年7月に、東北大学青葉山新キャンパス内への次世代放射光施設の建設が決定した。当該施設の建設により産業におけるイノベーションや付加価値の創出がもたらされるとともに、様々な企業等の進出・集積や雇用創出が見込まれ、仙台・東北の経済や産業の発展に大きく貢献するものと期待されている。
- 一方で、本市都心部においては、オフィスビルにおける旧耐震基準の建物が4割を超えているものの、建築費の高騰等により建替えが進んでおらず、オフィス床の新規供給も滞っている状況である。
- 市街地再開発事業等の既存制度においては、地区面積1,000㎡以上かつ複数の所有者がいる等の要件を全て満たす建物の建替えについて、税制上の特例が設けられているが、小規模かつ単独オーナーが多い仙台の実情には合致していない状況である。
- このような状況は、都市の安全性やにぎわいの確保、企業誘致の点において、大きな課題となっている。
- 仙台駅から続く中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まってくるなど、長年に亘り「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っているところであるが、多額の費用を要するアーケード等の改修などが進まない場合、商店街のにぎわい低下にもつながりかねず、本市経済に大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- 本市を含む全国82都市が中核中核都市として選定されている中、地方創生のメニューの一つである地方拠点強化税制においては、既存建物の賃借による地方移転が要件に含まれていないことや新たな雇用要件等が障壁となって、本市に限らず指定都市における認定実績が少ない状況にあり、東京の一極集中の是正に向けて、メリットの拡充が求められるところである。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 次世代放射光施設整備を着実に推進すること
2. 既存の税制特例に該当しない民間建替事業（小規模かつ単独オーナー）においても、一定の基準（エリア、建築年次、規模、用途等）を満たすものについては、市街地再開発事業などと同等的の特例を適用できる制度を設けること
3. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う建替え・改修に対する財政措置を講ずること
4. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行うにあたり有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする

(2) 仙台・東北への誘客促進

(復興庁、国土交通省)

- 東北地方における海外からの旅行者数は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による落ち込みからは回復したものの、全国的なインバウンド急増の流れからは大きく立ち遅れている。
- 国においては、2020年に東北6県の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げ、各般の取組を強化している。本市としても、東北観光復興対策交付金などを活用して、受入環境の整備や東北一体となった共同プロモーションなどの取組を実施しているところであるが、東北の観光振興に向けては引き続き国の強力な支援が不可欠である。
- 仙台空港は、新規路線誘致等の積極的な動きがある中、空港利用者数も順調に増加してきている。こうした動きを東北の交流人口拡大につなげるためには、東北全体の外国人旅行者の受入環境整備を図るとともに、仙台空港やJR仙台駅から東北各地への二次交通の整備など、東北のゲートウェイ機能の強化が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 東北への海外からの旅行者増に向けて、引き続き誘客促進策を講じること
2. 東北観光復興対策交付金について、2020年度も同規模で継続すること
3. 東北のゲートウェイとなる仙台空港やJR仙台駅の一層の機能強化に向けて、引き続き支援策を講じること

(3) 大型イベント等を活用した仙台・東北の魅力発信

(内閣官房、復興庁、外務省、文部科学省)

- 本市では、東北観光復興対策交付金などの国の支援を活用して、受入環境の整備や東北一体となった共同プロモーションなどの取組を実施してきたが、東北の観光復興は未だ道半ばである。東北の観光復興に向けては、東北の魅力の発信に加え、いまだに残る風評被害の払拭が欠かせない。
- 2020年に迫った東京オリンピック・パラリンピックは、「復興五輪」とも言われるように、被災地にとり、復興の状況や魅力を国内外に発信するまたとない機会である。
- 東北6県の県庁所在地が誇る6つの祭りが集い、東日本大震災で犠牲となった多くの方の鎮魂と東北の復興を目的とした「東北絆まつり」が開会式等に参加することで、被災地に勇気と希望を与え、「復興五輪」に相応しい演出となる。
- また、国内外への発信力の高い政府系国際会議等が仙台・東北で継続的に開催されるのが、観光復興の後押しとして非常に有効である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 東京オリンピック・パラリンピックの開会式等へ「東北絆まつり」を取り入れるとともに、国内外で開催される大型イベント等において、東北の自治体が連携して復興状況や魅力を発信する機会を提供すること
2. 政府系国際会議等の仙台・東北での開催について、引き続き、特段の配慮を行うこと

2 まちと地域を支える人づくりに向けた支援

(1) 教育環境の充実

(文部科学省)

- 子どもを取り巻く環境の変化とともに、様々な教育課題が複雑化・多様化している。特に、家庭環境などに起因する教育格差、いじめや不登校、障害のある子どもへの対応などには、福祉部門の関係機関等との連携も図りながら、きめ細かく対応していくことが求められている。未来を担う子どもたちのために、教職員が最大限の力を発揮できるような体制を整備し、教育の質を向上させることが必要である。
- 本市では、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に最優先に取り組むため、各中学校にいじめ防止対策を担う専任教諭を加配により配置するとともに、小学校に児童支援教諭を配置するなど、各学校の状況に合わせたきめ細かな対応や、関係機関との情報共有を緊密に行う体制を構築している。さらには、教職員が子どもたち一人ひとりとしっかりと向き合い、きめ細かな対応を行うため、小学校2学年、中学校全学年と、小中学校の学級編制において35人以下学級を拡充している。しかしながら、これらの教職員の配置に要する経費については、自治体の自主財源では限界があるのが実情である。
- また、障害の重度化・重複化や、発達障害を含めた障害のある子どもたちが年々増加していることなど、特別支援教育の更なる充実が必要な状況であり、障害を有する子どもたちへのよりきめ細かな対応と、保護者支援や専門機関との連携を図っていくための特別支援教育コーディネーターの機能強化が不可欠である。しかしながら、小中学校の特別支援学級における学級編制標準は1993年以降変更がなく1学級あたり8人となっており、障害が重複化、多様化する現状に適う基準とは言いがたい状況にある。また、特別支援教育コーディネーターの多くが学級担任や教科担任との兼務となっており、機能強化を図るためには特別支援教育コーディネーターの専任化が喫緊の課題となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. いじめ防止対策に係る教職員定数の充実のための見直しを行うこと
2. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 19 号）附則第 2 項の規定に基づく小学校 6 学年まで及び中学校に係る学級編制の標準の改定を行うこと
3. 少人数学級を拡充するための加配定数を改善すること
4. 特別支援学級の定数措置において、学級編制標準である 1 学級の児童又は生徒の数の基準を緩和すること
5. 専任の特別支援教育コーディネーターや個別指導にあたる教職員の配置等、人的措置に係る諸施策を講じること

(2) 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 若い世代が安心して子育てができる環境づくりにおいては、保育所等の整備と並び保育士等の人材確保が急務である。このため、処遇改善等加算の加算率の引き上げが行われるなど、一定の拡充が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であることから、保育士等の更なる処遇改善が必要である。
- 放課後児童支援員についても、一定の処遇改善が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、更なる処遇改善が必要である。
- 保育所等整備事業の財源となる保育所等整備交付金については、これまでも補助基準額改定が行われており、実際の施設整備費とのかい離は是正されてきているものの、引き続き実態を反映して補助基準額の引き上げを行うことにより、保育所等の整備を着実に推進する必要がある。
- 小規模保育事業者等は卒園後の受け皿となる連携施設を設定することが求められており、本市においては私立幼稚園等の協力が不可欠であるが、その多くが長時間の預かり保育に係る人件費負担等の不安から、連携施設となることに消極的である。そのため、本市では、私立幼稚園に対する独自の助成を実施して連携施設設定の促進を図っているところであるが、今後こうした取組を拡充していくためにも、国における安定的な財源の確保が必要である。
- 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が懸念される。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、国による全額負担が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 保育士等の処遇改善と定着につながるよう、保育所等運営に係る処遇改善等加算の加算率や公定価格の単価の更なる引き上げを行うこと
2. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置の更なる拡充を行うこと
3. 保育所等整備交付金について、引き続き整備費用の実態を反映した補助制度とすること
4. 小規模保育事業者等の連携施設となる私立幼稚園等に対する助成や公定価格上の加算措置など、連携施設の確保に向けた財政措置を行うこと
5. 子どもに係る医療費の助成について、地域間格差が生じることのないような制度設計を行うとともに、全額国の負担とすること

3 未来を守る、防災環境都市づくりに向けた支援

(1) 大震災に備えての災害対応体制の強化

(内閣府)

- 東日本大震災は、極めて広範囲にわたって甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であり、迅速かつ適切な災害対応を妨げる様々な制度上の問題を浮き彫りにした。
- 罹災証明の認定基準は、数次の改定を経て、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等の、一見してその程度を判断できるような被害について、外観調査等により簡易に判定ができる手法を示す一方、それ以外の被害については、なお詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査が困難となっている。
- 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れる結果に繋がっている。
- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。みなし仮設は、東日本大震災において本市の応急仮設住宅の大半を占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な救助を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 罹災証明について、被害の実態を迅速かつ適切に把握できるよう、認定基準を抜本的に簡素化・合理化するとともに、各種支援制度における関連付けの在り方を早急に整理すること
2. みなし仮設について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと

(2) 防災文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

- 未曾有の大震災を経験した本市においては、2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催されたほか、2017年から隔年で、スイス・ダボスのGRFダボスと連携した防災に関する国際会議を東北大学と共に開催するなど、震災の教訓を世界に発信する防災環境都市づくりをすすめている。
- 2016年2月に「せんだい3.11メモリアル交流館」、2017年4月には「震災遺構仙台市立荒浜小学校」を開設するとともに、2016年より毎年開催している「仙台防災未来フォーラム」においては、仙台・東北の多様な主体による取組が積極的に発信されており、また、現在は、本市中心部において震災の記憶と経験を継承するメモリアル拠点の検討やアーカイブの展開、他市町の施設や団体と連携した取組などを進めている。このような発信の機会を数多く得ることができれば、世界の防災により大きく貢献することが可能である。
- 現在の国際的な防災指針である仙台防災枠組の実現に向けては、地域の多様な主体による持続的な取組に対する支援に加え、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が集い、活動する環境が必要である。
- 震災後、東北大学においては、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や仙台防災枠組のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。こうした災害科学の国際的な研究拠点機能の強化は、各国における仙台防災枠組の推進や、国際的な災害リスク削減において極めて重要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 防災分野の国際会議や国際的なプロジェクト等の本市での継続的な開催・展開について引き続き配慮するとともに、震災の記憶と経験を継承・発信する事業に関する財政措置など、防災文化を発信していく取組に対する積極的な支援を行うこと
2. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

(3) よりよい復興に向けた安定的な財源確保

(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

- 2020年度までの復興・創生期間においては、復興の基幹的事業等について全額国費負担を継続するとの考え方が示されているが、復興・創生期間以降の財源の確実な措置については、明らかにされていない。中長期の見通しの下で計画的に復興の効果を上げるためには、複数年にわたる安定的な財源措置の裏付けが必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒就学援助、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。法令上、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還することができなくなったと認められる場合及び10年無資力の場合、自治体は借受人に対して償還を免除できるとなっており、自治体が免除した場合には国も自治体に対して償還を免除することとされているが、「償還することができなくなったと認められる場合」や「無資力」等の具体的な基準が示されておらず、運用が難しい状況にある。また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。
- 津波被災地において認定を受けた復興特区（民間投資促進特区、農と食のフロンティア推進特区等）のうち、民間投資促進特区において、2020年度末の事業完了を目指して土地区画整理事業を進めているものの、事業者に対する土地引渡しは最終的に2020年度まで期間を要する見込みであり、土地引渡し後の事業所新設工事の進捗等によっては、運用期間内での完了が困難な場合が想定され、指定期限の延長が必要である。また、いずれの特区においても、今後も新規投資や雇用促進のために、特区制度の活用は必須であり、復興特区法の目指す産業集積が十分に図られるよう、確実な財源措置が必要である。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域等の産業復興を加速するために設置された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、土地引渡し後の事業所新設工事の進捗等によっては、運用期間内での完了が困難な場合が想定される。被災地の現状に即した補助金の確実な交付のためには、期間延長と基金の積み増しが必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じた財源を確実に措置すること
2. 自治体が災害援護資金の支払猶予を適用し、借受人の償還期間を延長した場合には、自治体の国に対する償還期間を延長すること。また、1999年4月5日より前に発生した災害については償還免除の基準が明示されることとなっているが、東日本大震災についても、自治体と協議の上、償還免除の具体的な基準を明示すること。併せて、債権回収に向けた取組に係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
3. 復興特区の指定期限を2022年度末までに延長すること。また、復興特区法に基づく、地方税の課税免除等を行った自治体に対する減収補てん措置について、復興・創生期間終了後に生じる減収分も含め、これまでと同様の措置を継続すること
4. 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、運用期間を2022年度末まで（制度創設から10年間）とするとともに、基金の積み増しを行うこと

(4) 杜の都の豊かな環境の保全

(経済産業省、環境省)

- 本市においては、パリ協定を踏まえた国の目標を上回る温室効果ガス削減目標を掲げており、本目標を着実に達成するためには、市域の排出量の約6割を占める事業者からの排出削減を効果的に進める必要がある。
- そのための仕組みとして、事業者の計画的な削減を促す「(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラム」の導入に向けた検討を進めているところであり、同プログラムにおいては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者(特定事業者)を対象に、排出削減のための計画書等の作成・提出を義務付けることを検討している。
- 一方、事業者からの排出量の約5割を特定事業者に該当しない中小規模事業者が占めており、これらの事業者においても同様に排出削減の取組を進めることが重要である。しかしながら、省エネ設備や低燃費車両更新等のための費用捻出などの課題により、排出削減に向けた動きが進まない状況にあることから、国の補助制度等を効果的に活用し、同プログラムへの積極的な参加を促していくことが必要である。
- また、環境負荷低減に向けた資源循環の取組として、本市は2002年度から、プラスチック製容器包装の分別収集及びその必要性等の周知に取り組んできたが、依然としてリサイクル量が焼却量を下回る状況となっている。
- その要因の一つとして、容器包装以外のプラスチック製廃棄物(いわゆる製品プラ)は対象とならない現行のリサイクル制度の分かりにくさが挙げられており、これは全国的にも課題になっている。一層の資源循環を進めるためには、分かりやすいごみ分別・リサイクルの仕組みづくり等、国を挙げた取組が必要である。
- 使用済小型電子機器等のリサイクルについては、本市では2014年度より順次回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、廃プラスチック処理費高騰の影響を受けて有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している状況にある。
- 今後、使用済小型電子機器等の適正処理を図り、一層の資源循環を進めていくためには、自治体への財政措置や製造者・販売者の責任による処理・再資源化を行う仕組みづくり等が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 中小規模事業者の温室効果ガスの削減を目的とした自治体の取組を促進するため補助制度を見直すこと
2. 容器包装以外のプラスチックについても再商品化義務を課し、容器包装と合わせてリサイクルを行うよう制度を見直すこと
3. 使用済小型電子機器等の回収・資源化に係る費用について、自治体への財政措置や製造者・販売者が負担する制度の見直しなど、必要な対策を講ずること

4 都市経営の推進に向けた支援

(1) 公共施設の持続的な提供

(総務省、文部科学省、国土交通省)

- 高度経済成長期に大量に建設されたインフラ施設や公共建築物は、老朽化が進み、今後多くが更新時期を迎える。人口減少や少子高齢化など社会が転換点を迎え、財政制約も強まる中、将来にわたって市民に必要なサービスを持続的に提供し続けられるよう、保有する公共施設を効果的・効率的に活用していくことが求められる。
- 道路や橋梁などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、今後、厳しい財政環境下においてこれを確実に行的っていくためには、所要の財源の確保が大きな課題である。
- 学校などの公共建築物についても、時代に応じた機能改善を図りながら、大規模改修や改築を計画的に行っていく必要がある。これらの確実な実施に向けては、国による安定的な財政措置が不可欠である。
- スポーツ施設については、一部の改修事業を対象に補助及び地方債制度の拡充が認められたが、なお自治体の負担が大きく、今後、老朽化施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ振興による新たな集客促進に資する機能向上策を推進していくためにも、財政措置の拡充が必要である。
- 増大する維持管理・更新コストを抑えながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応していくためには、施設の質・量の適正化を推進していくことも必要となる。公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債事業については、2021年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しながら、継続的に取り組んでいく必要がある。これらの取組は公共施設のみならず庁舎等の公用施設においても重要であるが、公用施設は地方債事業の対象に含まれていない。
- 2017年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が提示された。下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業である。下水道施設の改築への国費支援がなくなり、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 道路等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、
確実な財政措置を講じること
2. スポーツ施設の長寿命化や集客促進に資する改修等を対象とした支援制度を拡充
すること
3. 2021年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債
について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること
4. 下水道施設の改築に係る財政措置を継続すること

(2) 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

(内閣府、総務省、財務省)

- 地方交付税は国から恩恵的に与えられているものではなく、地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。
- 地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつことから、社会保障と税の一体改革や人づくり革命等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
- 臨時財政対策債は指定都市への配分が多くなる算定方法となっているため、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、本市においても 2017 年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の約 3 割を占めるに至っているなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること
2. 地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること